

大規模小売店舗立地法の特例区域の指定について

豊橋市では、中心市街地の活性化を図るため、大規模小売店舗立地法の特例区域（第二種大規模小売店舗立地法特例区域）の指定を愛知県に要請し、平成24年3月2日付けで決定されました。

これにより指定された区域では、新規出店や既存店舗の増築などに伴う大規模小売店舗立地法の手続きが簡略化されます。

【大規模小売店舗立地法の特例区域とは】

大規模小売店舗立地法では、大型店（店舗面積1,000㎡以上）の新設や変更をする際に、立地に伴う周辺的生活環境（交通渋滞、騒音、廃棄物等）の保持の観点から、事業者に対して、開店時期・営業時間等の届出の義務付けや周辺環境への配慮、届出から8ヶ月の実施制限等を課しています。

大規模小売店舗立地法の特例区域は、法の手続きが緩和される区域のことで、集客力のある大型店の新規立地や既存店舗の売場増床等によるリニューアルを促進し、中心市街地の活性化を図るものです。

特例区域には以下の2種類があります。

1) 第一種大規模小売店舗立地法特例区域

大規模小売店舗立地法の届出、事業者による説明会等の手続きがすべて不要。
（内閣総理大臣認定を受けた中心市街地のみで指定が可能。）

<適用外となる手続き>

新設または変更の届出及び実施の制限（8ヶ月制限）
説明会の開催、住民等の意見聴取、都道府県等の意見手続き等
承継の届出
報告徴収

2) 第二種大規模小売店舗立地法特例区域

大規模小売店舗立地法の届出は必要（添付書類を大幅に簡素化）。住民説明会の開催が必要。（全国の中心市街地で指定が可能。）

<適用外となる手続き>

新設または変更の実施の制限（8ヶ月制限）
住民等の意見聴取、都道府県等の意見手続き等
交通、騒音等の配慮事項に関する添付書類の提出

なお、手続きは簡素化されますが、特例区域内の大型店についても、周辺地域の生活環境の保持について適正な配慮をして維持、運営するよう努める必要があります。

【豊橋市の指定について】

豊橋市では、指定の種類について、周辺住民の皆さんが大型店の内容を知る機会を確保しながら迅速な手続きを行うことができる第二種特例区域を選択しました。

また、指定区域については、既に大型店が立地しており、かつその店舗面積が 3,000㎡以上あるブロックをピックアップしました。

【特例区域の指定について】

以下の4地区が指定されました。

県道143号豊橋停車場線並びに豊橋市道上传馬町・駅前大通2号線、広小路2号線及び関屋町・駅前大通10号線で囲まれた区域

県道143号豊橋停車場線並びに豊橋市道駅前大通・東小田原町6号線、駅前大通3号線、駅前大通・東小田原町5号線、駅前大通4号線及び駅前大通15号線で囲まれた区域

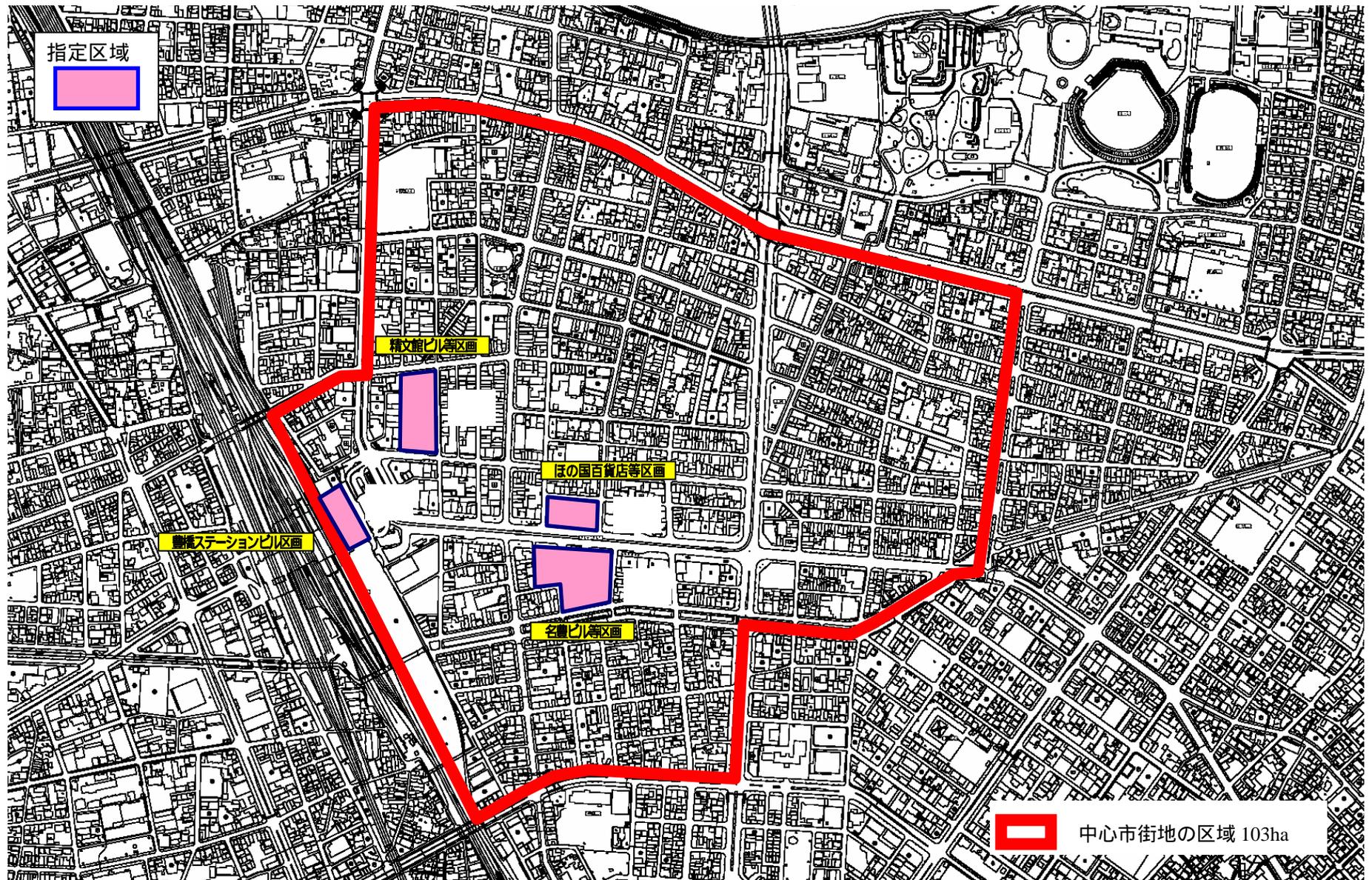
豊橋市花田町字西宿無番地の一部

豊橋市道大橋通・萱町15号線、松葉町・駅前大通4号線、広小路1号線及び松葉町・広小路8号線で囲まれた区域

位置図につきましては次ページをご参照ください。

位置図

< 第二種大規模小売店舗立地法の特例区域指定区域 >



<① ほの国百貨店等区画、② 名豊ビル・開発ビル・狭間児童広場等区画>



<③ 豊橋ステーションビル区画>



<④ 精文館ビル・FACE豊橋等区画>

